

〔R0226〕 バリアフリー法

次の記述のうち、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」上、誤っているものはどれか。

1. 認定特定建築物の建築物特定施設の床面積のうち、移動等円滑化の措置をとることにより通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなる部分については、認定特定建築物の延べ面積の1/10を限度として、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しないものとする。
2. この法律の施行の際現に存する特定建築物に、専ら車椅子を使用している者の利用に供するエレベーターを設置する場合において、当該エレベーターが所定の基準に適合し、所管行政庁が防火上及び避難上支障がないと認めたときは、建築基準法の一部の規定の適用については、当該エレベーターの構造は耐火構造とみなす。
3. 建築主等は、特定建築物（特別特定建築物を除く。）の建築をしようとするときは、当該特定建築物を「建築物移動等円滑化基準」に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
4. 「建築物移動等円滑化誘導基準」においては、多数の者が利用する主たる階段は、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、回り階段とすることができる。

〔R0226〕 正答 4

1. 正しい。バリアフリー法19条及び同法令26条により、認定特定建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、建築物特定施設の床面積のうち、移動等円滑化の措置をとることにより通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超える部分について延べ面積の10分の1を限度として、算入しないものとする。
2. 正しい。バリアフリー法23条1項により、既存の特定建築物に車椅子使用者の利用するエレベーターを設置する場合、所定の基準に適合し、所管行政庁が防火上及び避難上支障がないと認めたエレベーターについては、建築基準法27条2項の耐火構造の要件を満たすものとみなす。これは、エレベーターの耐火構造の要件によって、その設置が困難にならないための特例である。
3. 正しい。バリアフリー法16条1項により、建築主等は、特別特定建築物を除く特定建築物の建築をしようとするときは、当該特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
4. 誤り。バリアフリー法17条3項一号及び建築物移動等円滑化誘導基準を定める省令4条九号により、建築物移動等円滑化誘導基準によれば、多数の者が利用する主たる階段は、回り階段でないものとしなければならない。なお、建築物移動等円滑化基準においては、同令12条六号ただし書により、設間の回り階段とすることができる。